

ご利用ください! 勤労者住宅資金貸付制度

町では勤労者の住宅取得を支援しています。制度の概要は次のとおりです。

対象/次の①～⑤の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住しているか、または居住しようとする方
- ②同一事業所に、2年以上引き続き勤務している方
- ③20歳以上55歳以下の方
- ④返済しながら生活に支障のない方
- ⑤町税を完納している方

資金の用途/利用申込者が、町内に居住するための住宅の新築・増改築・購入(中古住宅・マンションを含む)、借地買い取りをするための資金に限ります。

貸付の条件/

貸付金額	1,000万円以内(無担保は500万円以内)
貸付利率	変動金利1.865%(無担保は2.10%固定) ※金利情勢により変更になる場合があります。変更となった場合、実際の融資金利は申し込み時点ではなく、借入時点の金利が適用されます。
貸付期間	25年以内(無担保は10年以内)
償還方法	元利均等月賦返済(ボーナス併用返済、繰上償還可)
担保	資金の用途となった対象物件に中央労働金庫の第1位順位の抵当権を設定します。ただし、住宅金融支援機構等の公的機関との併用の場合は第2位順位以下でも可能です(住宅金融支援機構フラット35も取り扱います)。
保証	一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証が必要です。 ※金利とは別に、次の保証料が必要です。 ・有担保0.24%(月次後払い方式) ・無担保0.73%(一括前払い方式)
手数料	取扱金融機関所定の手数料が必要です。

※中央労働金庫での審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

問い合わせ/商業観光振興課 (☎581・2121内線442) へ。

借り入れ手続き



ご利用ください! 住宅改修資金補助制度

町では、地域経済の活性化を図るため、町民が町内の住宅改修施工業者と契約し居住用住宅の改修を行う際、その費用の一部を補助しています。なお、補助制度は申込順となっており、補助枠がなくなり次第終了となりますので、あらかじめご了承ください。概要については、次のとおりです。

対象

次の①～④の要件をすべて満たす方

- ①町内に居住し、町の住民基本台帳に登録されている方
- ②対象となる住宅を所有し、かつ居住されている方
※やむを得ない理由があるときは、当該住宅に居住する者に代えることができます。
- ③町税、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料を滞納していない方
- ④対象となる改修工事について、町等で実施している次の補助制度等と重複する申請をしていない方
・寄居町重度障害者居宅改善整備費補助制度
・寄居町合併処理浄化槽設置整備事業補助制度
・『介護保険法』に基づく居宅介護または介護予防の住宅改修制度等

対象となる住宅

次のいずれかの建築物

- ①個人住宅(自己の居住用の建築物)
- ②併用住宅(個人住宅と店舗や事務所等が同一の建築物になっている場合の居住用部分のみ)
- ③集合住宅(アパート等の所有者の自己居住部分のみ)

主な改修工事例

- ・屋根や外壁の改修や塗装
- ・部屋の防音や断熱工事
- ・手すり設置や段差解消工事
- ・間取りの変更工事
- ・床、内壁、壁紙、天井等の改修
- ・浴室、台所、トイレ等の水回りの改修工事
- ・耐震改修を目的とした工事

対象工事

町内に事業所がある施工業者が行う、工事費が20万円以上(消費税および地方消費税を除く)で毎年2月末日までに完了する住宅改修工事です。

対象外工事

住宅の新築や建替え工事、カーテン・畳・じゅうたん、襖・障子・サッシ・建具、給湯器等の単体製品の交換、家具や電気製品の購入費用、公共下水道または農業集落排水処理施設への接続工事、門や塀などの構築物や車庫・物置等の改修は対象となりません。

なお、対象工事であっても、補助金交付決定以前に着手した工事は対象となりませんので、工期には十分注意してください。

補助金額

改修工事に要した費用のうち、10%に相当する金額(千円未満は切り捨て)とし、20万円を上限とします。

補助の実施期間

この補助制度は、地域経済の活性化を促進させることを目的とし、平成23年度から25年度までの3年間に限り実施する予定です。

申請に必要な書類

- ①住民票の写し
- ②当該住宅にかかる固定資産税の評価証明書
- ③町税、水道料金、公共下水道使用料および農業集落排水処理施設使用料に関して滞納のないことを証明できる書類
- ④類似補助制度の申請状況調査同意書
- ⑤当該住宅の案内図
- ⑥改修工事箇所の図面
- ⑦改修工事の見積書の写し(工事費内訳を明示したもの)
- ⑧改修工事施工前の現場写真

問い合わせ/商業観光振興課 (☎581・2121内線441) へ。

高校生に対する修学資金制度 寄居町修学資金制度

町では、町内在住で修学の意欲を有しながら、経済的な理由により高等学校での修学が困難な方を対象に、修学資金を支給し、有用な人材を育成する補助金制度があります。

対象/次のいずれにも該当する方

- ①平成7年4月2日以降に生まれた方
- ②平成23年4月1日以降、新たに高等学校・高等専門学校・中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し在学中であり、在学期間が3年以内の方

修学生生の条件/次のいずれにも該当する方

- ①寄居町に本年6月25日まで、引き続き6カ月以上住んでいる方
- ②性が善良であって、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯のお子さん

<対象となる経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の例>

生活保護受給世帯、『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯、町民税が非課税の世帯、『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
※このほかにも支給を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

修学金の額/5,000円(月額)

申請方法/次の書類を6月25日(火)までに教育総務課へ提出してください。

- ・修学資金給与申請書
- ・在学等証明書(町で定めた様式のもの)
- ・平成25年度市町村民税課税証明書(世帯員で所得税・住民税の申告義務のある方全員のもの)、または経済的な理由で修学困難なことが証明できる公的文書の写し(詳細はお問い合わせください)

修学生認定後の履行事項/修学生は7月、11月、2月の各月末までに、当該月に発行された在学等証明書(町で定めた様式のもの)を教育委員会に提出していただく必要があります。

問い合わせ/教育総務課 (☎581・2121内線512) へ。



ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

- 〔社会福祉のため〕
 - ▼金62,550円 宗教法人蓮光寺 住職 齊藤 義宏 様
 - ▼金5,000円 趣味の愛石同人 事務局 工藤 信夫 様
 - ▼金16,824円 大字桜沢 坂本 トク 様
 - ▼金500,000円 株式会社花園フオレスト 代表取締役 高橋 博 様
 - ▼金33,020円 男衾公民館カラオケ教室 上田 芳夫 様
 - ▼金50,000円 社団法人熊谷法人会寄居支部 支部長 荻野 幸一 様
 - ▼金141,513円 埼玉県信用組合協会 会長 鈴木 洋一 様
- 〔社会教育振興のため〕
 - ▼金45,068円 大字金尾 稲山 美恵子 様
- 〔交通安全のため〕
 - ▼学童用横断旗202本・保護者用横断旗67本
 - 財団法人埼玉県農協福祉事業団 代表理事組合長 根岸 芳弘 様
 - 理事長 鯨井 武明 様
- 〔全国育樹祭広報活動のため〕
 - 林 幸男 様
 - 林 幸男 様
- 〔全国植樹祭記念写真〕
 - 大字桜沢 林 幸男 様